

令和7(2025)年度インフルエンサーを活用した海外いちごオーナー体験等による輸出農産物と農村の魅力発信事業委託業務に係る質問内容及び回答について

令和7(2025)年7月18日現在

No.	仕様書 該当箇所	質問内容	回答
1	3(2)	「いちごオーナー体験参加者」はSNSで発信する必要はありますか。	いちごオーナー体験参加者（一般オーナー）にSNSの発信を強制するものではありません。
2	3(2)	「いちごオーナー体験参加者」は事業期間内に、体験後一般オーナーとして契約する必要がありますか。	契約する必要はありません。
3	3(3)ア	招へいインフルエンサーは台湾在住の方限定でしょうか。	台湾在住のインフルエンサーの招へいをお願いします。
4	7(1)	本業務に係る著作権および著作権は、全て甲に帰属する・・・とありますが、「いちごオーナー体験参加者」や「インフルエンサー」が制作し投稿した静止画及び動画も対象となりますか。	対象になりません。 ただし、仕様書3(3)ウ(ウ)のとおり、投稿されたものを県が実施する関連事業の情報媒体に掲載できるように調整をお願いします。